

青森県報

第二千七百七十一号

平成十九年
四月二十三日
(月曜日)

目次

告 示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	一
右 同	(同)	三
家畜伝染病の発生	(畜産課)	六
国土調査の指定	(農村整備課)	六
証紙売りさばき人の住所及び名称の変更	(出納課)	六
右 同	(同)	六
右 同	(同)	七

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 (人事課) …… 七

正 誤

平成十九年四月九日定例告示中 (林政課) …… 八

告 示

青森県告示第三百五十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九條第一号の規定により公示する。

平成十九年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	眼科に関する医療	平成一九・四・一
医療法人浅水眼科馬場町眼科クリニック	八戸市大字馬場町二	"	"
八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	"	"
黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一の七〇	"	"
弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	耳鼻咽喉科に関する医療	"
八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	"	"
弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	口腔に関する医療	"
八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	"	"
青森県立さわらび医療療育センター	弘前市大字中別所字平山一六八	整形外科に関する医療	"
独立行政法人国立病院機構弘前病院	弘前市大字富野町一	"	"
近江整形外科	弘前市大字山下町四の一	"	"
原子整形外科	弘前市大字代官町五七	"	"
弘前記念病院	弘前市大字境関字西田五九の一	"	"
弘前市立病院	弘前市大字大町三丁目八の一	"	"
弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	"	"

自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九條第一号の規定により公示する。

平成十九年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
弘前市薬剤師会薬局	弘前市大字富田町三丁目一四の一	平成一九・四・一
弘大弘仁会薬局	弘前市大字本町五六の七	"
A B C 薬局	弘前市大字青山三丁目八の四	"
あけぼの薬局八戸店	八戸市南類家二丁目一六の七	"
いづみや薬局	八戸市大字番町三五の一	"
一真堂薬局売市店	八戸市大字売市三丁目一の三〇	"
岩館薬局	八戸市大字中居林字平五	"
エンゼル薬局	八戸市本徒土町九の一〇	"
会営八戸第一調剤薬局	八戸市馬場町一三	"
会営八戸西薬局	八戸市大字田面木字堤下一二の三	"
株式会社いちい薬局	八戸市柏崎六丁目二九の四	"
株式会社サクラ薬局	八戸市大字湊町字柳町一	"
川村薬局	八戸市一番町二丁目一の二	"
クローバー薬局	八戸市南類家三丁目二の一七	"

こかくち薬局	八戸市柏崎五丁目四の一八	"
こじか薬局	八戸市南類家二丁目一の一	"
三八五薬品株式会社調剤薬局ミヤゴ新井田店	八戸市大字新井田字後庵下一一の三	"
すぎき薬局	八戸市大字湊町字本町五二の七	"
スズラン薬局	八戸市湊高台二丁目二の二五	"
すばる薬局	八戸市小中野四丁目一の五二	"
大洋堂薬局	八戸市吹上五丁目二の二四	"
つくし薬局	八戸市南類家五丁目一の一〇	"
のぞみ薬局	八戸市大字田面木字堤下一五の一	"
八戸調剤薬局センター	八戸市小中野二丁目一の七	"
八戸東薬局	八戸市湊高台二丁目一八の六	"
ベル薬局	八戸市下長一丁目六の二九	"
みどり薬局	八戸市根城四丁目一の二七	"
みなと薬局	八戸市大字湊町字大沢二三の三	"
ほづみ調剤薬局山手通り店	八戸市白銀三丁目六の二二	"
白銀中央薬局	八戸市大字白銀町字南ヶ丘二一の二二	"
もみじ薬局	八戸市大字鮫町字ハンノ木沢六の四	"
田村調剤薬局	八戸市湊高台二丁目二の六	"

さくら五戸訪問看護ステーション	三戸郡五戸町字下大町二七の二	"
訪問看護ステーション ケアポートしもた	上北郡おいらせ町向山二六〇八の五	"
訪問看護ステーション めくもり	上北郡おいらせ町上前田二の一	"

青森県告示第三百五十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ―ネ病	牛	患畜	六	上北郡東北町	平成一九・三・三〇

青森県告示第三百五十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、平成十九年四月十日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成十九年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
五戸町	大字倉石又重字館神平の一部	平成十九年四月二十三日から平成二十年三月三十一日まで

青森県告示第三百五十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十九年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
つがる市稲垣町豊川宮川一の一九
つがるにしきた農業協同組合
- 二 変更内容

- 1 変更前の住所及び名称
五所川原市金木町芦野一五九の一
津軽北部農業協同組合
- 2 変更後の住所及び名称
つがる市稲垣町豊川宮川一の一九
つがるにしきた農業協同組合

青森県告示第三百五十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十九年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
つがる市稲垣町豊川宮川一の一九
つがるにしきた農業協同組合
- 二 変更内容

- 1 変更前の住所及び名称

西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字下富田八七の一
つがる白神農業協同組合

2 変更後の住所及び名称

つがる市稲垣町豊川宮川一の一九
つがるにしきた農業協同組合

青森県告示第三百五十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十九年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

つがる市稲垣町豊川宮川一の一九

つがるにしきた農業協同組合

二 変更内容

1 変更前の住所及び名称

西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八二の八
深浦町農業協同組合

2 変更後の住所及び名称

つがる市稲垣町豊川宮川一の一九
つがるにしきた農業協同組合

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

人事給与トータルシステム維持管理業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部人事課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十九年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECソフトウェア東北株式会社

仙台市青葉区一番町一丁目一 の二三

六 契約金額

三千八百一万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

正
誤

平成十九年四月二十九日 第二七六五号	発行年月日
告示	区分
第三三二号	番号
一	ページ
下	段
十四	行
立木の伐採 の並及び 間伐の 期間の 種樹に び法に	誤
立木の伐採 の限度	正

林
政
課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭